土用第　181　号
令和 4 年 4 月 27 日

三重県土地家屋調査士会　様

桑名市長　伊藤　徳宇

桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱の改正について

平素は、道路等の境界確認事務に、ご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、この度「桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱」の改正を行いましたので、会員各位へご周知のほどよろしくお願いします。

記

主な改正内容

・申請書等への押印の廃止
・境界確認書への自治会長等の押印廃止
・境界立会いへの自治会長等の立会いへの出席の廃止

押印等の廃止に伴い自治会長等の立会いへの出席を求めないこととなりましたが、自治会等によっては出席を希望する自治会等も多数あることから、立会いを行う際には必ず自治会等へご案内していただきますようよろしくお願いします。

なお、町名と自治会名が同じではないため、地域コミュニティ課で立会場所を必ず伝え確認を行ってください。

事務担当
桑名市　都市整備部
土木課　用地監理室

桑名市告示第72号

桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和４年３月23日

桑名市長　伊　藤　徳　宇

桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱の一部を改正する告示

桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱（平成24年桑名市告示第143号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号ただし書中「及び押印」を削る。

第３条第７号中「登録印を押印したもので、印鑑証明書が添付されているもの」を「署名又は記名押印されているもの」に改める。

第５条第１項中「、自治会長及び」を削り、同条第４項中「又は道路等の幅員が確保できるとき」を「、道路等の幅員が確保できるとき又は書面等による協議により境界確認が可能なとき」に改める。

第６条第１項中「３箇月以内」を「速やか」に改め、同項第１号に次のただし書を加える。

ただし、申請者から委任を受けた者が署名及び押印する場合は、委任状に登録印を押印し、印鑑証明書を添付するものとする。

第６条第１項第３号中「示された」の次に「引照点及び」を加え、同条第２項中「割印」を「契印」に改める。

様式第１号中「㊞」を削る。

様式第３号を次のように改める。

様式第３号（第６条関係）

境界確認書

申請地である下記土地と、公共用財産（道路、井溝等）他隣接地との境界は、　　年　　月　　日現場において立会いし、別添実測平面図に表示されたとおり承諾します。

なお、本書の申請地、隣接地と直接利害関係を有するものに本書を閲覧させ、又は、本書の写しを交付することについて同意します。

また、相続人代表、共有者代表により境界について合意する場合、他の相続人、共有者を代表して合意するものであり、他の相続人、共有者から問題等が生じた場合は、相続人代表、共有者代表の責任において、全て解決、処理するものとする。

年　　月　　日

記

１．申請地　　桑名市

２．関係者承諾欄（公共用財産に隣接する物件）

隣接する土地の表示	所有者住所 所有者氏名	印
申請地		
隣接地		

※実測平面図との契印をお願いします。

公共用財産		
桑名市中央町二丁目37番地	桑名市長	

様式第５号中「㊞」を削る。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

参　考

（改正のあらまし）

　押印の廃止等に伴い、所要の改正を行うものであります。

○桑名市道路等の境界確認事務取扱要綱

平成24年８月29日
告示第143号
改正　平成25年２月７日告示第28号
改正　令和４年３月23日告示第72号

（趣旨）

第１条　この告示は、市が管理する道路、河川、水路その他公共の用に供されている土地（以下「道路等」という。）とこれに隣接する土地との境界を確認するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（申請適格者）

第２条　境界確認の申請をすることができる者は、道路等に隣接する土地所有者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところによる。

(1)　法人が土地所有者の場合は、代表者とする。ただし、法人が解散又は倒産したときは、清算人又は管財人とする。

(2)　共有地の場合は、共有者全員とする。ただし、共有者のうち他の共有者全員が委任をしたときは、その委任を受けた者に限る。

(3)　土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。ただし、相続人のうち他の相続人全員が委任をしたときは、その委任を受けた者に限る。

(4)　土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とする場合は、選任された法定代理人とする。ただし、申請書に土地所有者の記名がなければならない。

(5)　開発行為又は用途廃止の申請で土地所有者が多数の場合は、土地所有者から委任を受けた者に限る。

２　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（境界確認の申請）

第３条　境界確認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、境界確認申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　位置図　縮尺2500分の１程度の平面図で、当該申請箇所を着色したもの

(2)　公図の写し　不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第１項に規定する地図又はそれに準ずるものとして法務局に備え付けられている図面で、当該申請箇所及び隣接土地（対面地を含む。）の全部を謄写（申請箇所には着色）したものに、次の事項が記入されたもの

ア　字名、地番及び地目

イ　謄写者の氏名及び押印並びに謄写年月日

ウ　公図番号、方位及び縮尺

エ　欄外に記載のあるものは、欄外記載事項の全部

(3)　土地全部事項証明書又は登記簿謄本　申請日より３箇月以内に交付を受けたもの

(4)　隣接土地所有者一覧表（様式第２号）又は土地登記事項要約書　隣接土地及び対面地並びに当該申請箇所の地番、地目、所有者氏名及び住所を法務局で調査したもの

(5)　地積測量図　法務局に備え付けられているもので、当該申請箇所、隣接土地及び対面地の境界確認に当たり必要なもの

(6)　実測平面図（仮測量図）

(7)　委任状　申請者が委任した権限の範囲を明確にし、署名又は記名押印されているもの

(8)　前条第１項第４号に規定する法定代理人については、法定代理人であることを証する書面

(9)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

（書類審査等）

第４条　市長は、前条の申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、市長は、申請者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

２　市長は、前条の申請書を受理したときは、次条の立会いに先立ち、参考となる資料の収集、調査及び現地確認を行い、申請者に対しては、立会いに係る必要な事項を連絡するものとする。

（立会い等）

第５条　申請者は、当該申請箇所に隣接する土地所有者、対面地の土地所有者、その他利害関係者（以下「立会者」という。）に立会いの依頼をしなければならない。

２　市長は、境界確認をするため、申請者及び立会者を当該申請箇所に立ち会わせるものとする。この場合において、申請者は、境界確認に出席した立会者を確認するため、立会者名簿を作成し、立会者に署名を求めるものとし、作成後の名簿を市長に提出するものとする。

３　市長は、立会いが成立し、境界確認が成立したときは、コンクリート杭等の永久標識を原則として申請者に設置させるものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、市長は、当該申請箇所が不動産登記法第14条第１項に規定する地図がある地域等であるとき、道路等の幅員が確保できるとき又は書面等による協議により境界確認が可能なときは、立会いを省略することができる。

（境界確認書の提出）

第６条　申請者は、境界確認が成立したときは、境界立会後速やかに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1)　境界確認書（様式第３号）　申請者の署名及び押印並びに立会者の署名及び押印がされていること。ただし、申請者から委任を受けた者が署名及び押印する場合は、委任状に登録印を押印し、印鑑証明書が添付するものとする。

(2)　境界確認図　境界線を表示し、境界標の位置、境界線の断面、恒久的地物からの距離等を明示するなど、復元可能な実測による平面図（引照点及び筆界点の座標一覧表添付）とするものとする。

(3)　境界確認図に示された引照点及び筆界点全部の写真

２　境界確認書と境界確認図が分離されている場合は、必ず押印者全員の契印をするものとする。

（境界確認通知書）

第７条　市長は、境界確認書の提出があった場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、境界確認通知書（様式第４号）を申請者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第８条　申請者は、第３条の申請書の提出後、境界確認の必要がなくなったときは、速やかに境界確認申請取下書（様式第５号）を市長に提出するものとする。

（申請の却下）

第９条　市長は、第４条第２項に規定する立会いの連絡に申請者が応じないときは、境界確認申請却下通知書（様式第６号）により、申請を却下するものとする。

（境界確認の不調）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、境界確認不調通知書（様式第７号）により、申請者に通知するものとする。

(1)　申請地が訴訟又は紛争中のとき。ただし、訴訟内容により境界確認を行っても支障のないものは、この限りでない。

(2)　申請者及び立会者が境界確認について合意に至らないとき。

(3)　前２号に掲げるときのほか、境界確認ができないとき。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成24年９月１日から施行する。

附　則（平成25年２月７日告示第28号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和４年３月23日告示第72号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

境界確認申請書

年　　月　　日

（宛先）桑名市長

（申　請　者）住所
氏名
電話
（申請代理者）住所
氏名
電話

私が所有する下記の土地と公共用財産（道路・井溝等）との境界確認を申請します。
また、境界立会い終了後、境界確認書を提出します。

記

１　申請地
桑名市

２　申請の目的
境界不明・用途廃止・（　　）

理由（　　）

３　公共用財産の種類
道路・水路・（　　）

４　添付書類
(1)　位置図（縮尺2500分の１程度）
(2)　公図の写し（申請箇所に着色）
(3)　土地全部事項証明書又は登記簿謄本（申請地のもの）
(4)　隣接土地所有者一覧表又は土地登記事項要約書
(5)　地積測量図
(6)　実測平面図（仮測量図）
(7)　委任状（委任がある場合のみ）
(8)　その他参考資料（写真等）

様式第２号（第３条関係）

隣接土地所有者一覧表

年　　月　　日で調査

所　在　地	地　目	地　積	所　有　者		備　考
			住　　所	氏　　名	

１．　隣接地、対面地について記載すること。
２．　仮登記がある場合は、その旨を備考欄に記載すること。

様式第３号（第６条関係）

境界確認書

申請地である下記土地と、公共用財産（道路・井溝等）他隣接地との境界は、　　年　　月　　日現場において立会いし、別添実測平面図に表示されたとおり承諾します。

なお、本書の申請地、隣接地と直接利害関係を有するものに本書を閲覧させ、又は、本書の写しを交付することについて同意します。

また、相続人代表、共有者代表により境界について合意する場合、他の相続人、共有者を代表して合意するものであり、他の相続人、共有者から問題等が生じた場合は、相続人代表、共有者代表の責任において、すべて解決・処理するものとする。

年　　月　　日

記

１．申請地　　桑名市

２．関係者承諾欄（公共用財産に隣接する物件）

隣接する土地の表示	所有者住所 所有者氏名	印
申請地		
隣接地		

※実測平面図との割印をお願いします。

公共用財産		
桑名市中央町二丁目37番地	桑名市長	

様式第５号（第８条関係）

境界確認申請取下書

年　　月　　日

（宛先）桑名市長

（申請者）住所
氏名
電話

年　　月　　日付で申請しました公共用財産との境界確認については、下記の理由により境界確認申請を取り下げます。

記

１　申請地
桑名市

２　取下げ理由